

第106回大阪市ヘイトスピーチ審査会 議事要旨

1 日 時 令和5年1月25日（水）午前9時30分～正午

2 場 所 市役所本庁舎 屋上階P1会議室

3 出席者

(1) 大阪市ヘイトスピーチ審査会委員

曾我部会長（ウェブ会議の方法で出席）、島村委員（ウェブ会議の方法で出席）、岡田委員、中井（洋）委員

(2) 大阪市職員

西原市民局長、山本市民局理事、福岡市民局ダイバーシティ推進室長、藤本市民局ダイバーシティ推進室人権企画課長、宮之前市民局ダイバーシティ推進室人権企画課長代理、斎藤市民局ダイバーシティ推進室人権企画課担当係長

4 議 題

(1) 継続案件の調査審議

5 議 事

非公開で行った。

冒頭、会長において、映像と音声により委員本人の確認をするとともに、委員間で映像と音声は即時に伝わることを確認した。

議題（1）継続案件の調査審議

○継続案件のうち9件について、調査審議を行った。

○9件のうち8件については、次回以降引き続き審議することとした。

○案件番号「平29-職6」に係る表現活動について、次のとおり、一部については、条例第5条第1項各号に掲げる表現活動に該当するとともに、条例第2条第1項に規定するヘイトスピーチ（以下単に「ヘイトスピーチ」という。）に該当し、残りについては、条例第5条第1項各号に掲げる表現活動に該当するが、ヘイトスピーチには該当しないので、その旨を答申することを決定し、答申内容の細部については会長に一任することとした。

- ・本件各表現活動は、いずれも条例第5条第1項第1号に該当する。
- ・本件各表現活動のうち一部については、条例第2条第1項第1号ア及びウのいずれにも該当し、同項第2号アに該当するとともに、同項第3号に該当する。
- ・残りについては、条例第2条第1項に規定する表現活動には該当しない。

以上